

助成金等交付事業に関わる旅費及び諸謝金規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が実施する事業のうち、助成金等の交付を受けて実施する事業に関わる旅費及び諸謝金の支給について定めることを目的とする。

第2条（旅費及び諸謝金の内容）

- 1 旅費及び諸謝金の内容は、別表「旅費及び諸謝金支給基準表」に定めるとおりとし、旅費及び諸謝金の金額は、それぞれに対応する旅費及び諸謝金支給基準表に定める金額を上限として決定するものとする。
- 2 前項にかかわらず、助成事業体において対象経費の支給基準の定めがある場合は、各助成事業体の基準に定める金額を上限として決定するものとする。

第3条（旅費及び諸謝金の支給等）

- 1 旅費及び諸謝金は、助成事業に従事した者（以下「受給対象者」という。）に対して支給されるものとし、金額の算定は助成金等決定額及び本協会の財務状況を考慮して本協会が決定するものとする。
- 2 旅費及び諸謝金の支払いは、実施した助成事業毎に、本協会が別に定める申請書に基づいて受給対象者が本協会に申請し、これを経理責任者が承認することにより行うものとする。
- 3 旅費の支給にあたっては、受給者は、前項の申請書と共に、支出に伴う証憑書類を提出しなければならない。証憑書類により支払い等を証明することができない場合は、旅費は受給対象者の自己負担とする。
- 4 国際大会日本選手団派遣事業を除き、助成金等の受給者が選手と兼務する場合、旅費は受給者の自己負担とする。

第4条（従事者の選考）

- 1 競技会運営に係る従事者の職種及び募集人数は、本協会及び主管協会が協議のうえ、別途定めるものとする。
- 2 従事希望者が多数に至り、登用制限を行う必要が生じた場合の選考条件は以下のとおりとする。
 - (1) 本協会が指定する業務に全日程着任できる者を優先する。
 - (2) 応募者の住居地が開催地都道府県内にある者を優先し、以降、開催地が所属するブロック内、隣接するブロック内、その他地域の順で募集枠を満たすまで選考する。

第5条（申請期限）

受給対象者は、競技会等終了後2週間以内に第3条第2項の申請及び第3項の証憑書類の提出を完了しなければならない。

第6条（処分）

受給対象者が不正申請を行なった場合、「競技者等に関する倫理規程」又は、「役員・職員倫理規程」に基づき処分の対象とする。

第7条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第8条（改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、令和元年8月12日に改訂し、同日から施行する。
- 3 この規程は、令和4年2月16日に改訂し、同日から施行する。
- 4 この規程は、令和6年3月21日に「助成金交付事業に関わる旅費及び諸謝金規程」から改称及び改訂し、同日から施行する。

本協会が実施する助成金等交付事業に関わる旅費及び諸謝金の支給にあたっては、助成金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、交付要項で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めるものとする。

【旅費、宿泊費】

- 1 国内旅費は以下の公共交通機関を使用するものとし、居住地から用務地間の駅・バス停等を起点として算出された最も経済的な経路とする
 - (1) 鉄道賃
 - ・次のア～ウの合計金額
 - ア 旅客運賃
 - イ 特別急行料金（当該乗車区間が片道100km以上の場合）
 - ウ 座席指定料金
 - ※特別車両（グリーン車等）に係る料金は自己の負担とする
 - (2) 船賃
 - ・次のア～イの合計金額
 - ア 旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む）
運賃の等級を三階級に区分する船舶の場合は、中級の運賃
運賃の等級を二階級に区分する船舶の場合は、下級の運賃
 - イ 座席指定料金を徴する船舶の場合は、座席指定料金
 - (3) 航空運賃
運賃の等級を二以上に区分する航空機の場合は、最下位の級の運賃（燃料サーチャージ、発券手数料、空港利用料、超過手荷物料を含む）とし、本人名義の搭乗証明書の提出を要する。
 - (4) 車賃
旅客運賃（タクシーはやむ得ない場合に限る。この場合、理由書の提出を要する。本協会がやむを得ない理由に該当しないと判断した場合はこれを支給しない。）
- 2 宿泊費
 - ・次のア及びイの条件を満たしている場合に、ウの金額を上限として支給する。
 - ア 旅館業法に定めるホテル、旅館、簡易宿泊所への宿泊を対象とする（宿泊料を徴収しないネットカフェ等への宿泊は対象外）。
 - イ 午前5時以前の住居地出発又は午後10時以降の帰宅となる場合で、宿泊が必要な場合に限る。
 - ウ 1日につき上限12,000円とする。
- 3 その他
 - ・JRの往復割引等は積極的に活用し、経済的な移動に努めるものとする。
 - ・旅費と宿泊費のパックプランは、旅費及び宿泊費の区別が明確なものに限る。
 - ・旅行支援助成金など別の助成金等が使用されたプランを使用する場合は事前に事務局まで問い合わせること。

【諸謝金】

事業	受給対象者（従事職種）	諸謝金の単位	単価（円）
競技会運営	審判員、技術補助員、運営スタッフ（受付、放送係、記録係、コンピュータ係、設営撤去等で本協会が認めるもの）	日（8時間以上）	10,000
		時間（8時間上限）	1,250
	医師 （スポーツドクター）	日（8時間以上）	50,000
		時間（8時間上限）	6,250
	看護師	日（8時間以上）	10,000
		時間（8時間上限）	1,250
ドーピング 検査	N F レップ	日（8時間以上）	10,000
講習会に 関わる運営	講師	1 講習会	12,000
	受付	1 講習会	5,000
国際大会 要項翻訳	翻訳者	1 大会要項	5,000
国際大会 通訳	通訳者 （専門能力を有する者）	日	50,000
国際大会 日本選手団 派遣	帯同審判員、監督、 コーチ、団長	日	30,000
	帯同医師 （スポーツドクター）	日	50,000
	トレーナ、スタッフ	日	10,000
情報提供	映像配信員、映像編集員	日	10,000

- 1 労務を行なった個人に振込で支給する。
- 2 通訳謝金については、通訳業務を生業としていない場合や、専門能力を有することが確認できない場合、競技会運営の運営スタッフ謝金を適用する。
- 3 競技会運営は原則、助成活動実施日とし、会場設営及び撤去に従事する場合は実施日の前後それぞれ1日限りを対象とする。
- 4 上記基準表に定められていない労務に対する謝金については支払いをしない。